平成31年度の業務執行体制にかかる職員の勤務労働条件について(交渉議事録)

日 時 平成31年3月22日(金)17時45分から18時15分

場 所 西区役所 502 会議室

出席者 市職 支部長

西区 総務課長・総務課担当係長

交涉議事録

(組合(1))

支部は、12月26日、所属に対し「2019年度の適正な業務執行体制の確保」についての申し入れを行い、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう求めるとともに、市民サービスや「仕事と人」の関係に基づいた次年度要員の確保についての考え方を明らかにするよう求めてきたところである。

以降、事務折衝等を通じて協議を行ってきたところであるが、そうしたことを踏まえ、本日については、次年度の適正な業務執行体制の確保にかかわる所属の回答を求める。

(所属①)

平成 31 年度の要員確保にかかる課題については、平成 30 年 12 月 26 日に組合から申入れをお受けしたところである。業務執行体制の確保にかかる課題はこれまでにも増して一層深刻な状況のもと、組織全体として業務執行方法の一層の効率化が欠かせないことから、所属として、これまで以上に、事務の簡素化による見直し・委託化・再任用化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などは、職制が自らの判断と責任において行う管理運営事項であるが、それに伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項として誠意をもって対応してまいりたい。

まず、平成31年度の事務事業執行体制の構築に際しては、事務の見直し等により、職員の過重 労働や市民サービスの低下に繋がらないよう責任を持って対処してまいりたい。また、職員の勤務 労働条件に変更が生じる場合は、交渉事項として誠実に対応してまいりたい。

恒常的な繁忙状況が生じている部門については、事務改善や業務執行の工夫等により、職員の過 重労働に繋がらないよう、引き続き繁忙状況の解消に努めてまいりたい。

次に、法令などにより要員の基準が定められている職場については、関係所属との調整を行って まいりたい。

次に、職員の再任用化についてであるが、フルタイムでの任用を基本に、現役職員と同様に本格的に業務に従事し、再任用職員が培ってきた経験やノウハウを業務に活かすことで、組織力の向上や職場の活性化につながるものと考えている。

一般事務・技術職以外の免許職員等についても、関係所属と調整のうえ、業務執行に支障のないよう対応してまいりたい。

次に、超過勤務についてであるが、職員の健康保持の観点等から、特定職員に超過勤務が集中しないよう業務の見直しを図るなどの取組みを行ってきている。引き続き、効率的な業務の進行管理に努めつつ、安全衛生委員会において情報共有を図るとともに調査・審議を行いながら、超過勤務の縮減に向けた取り組みを行ってまいりたい。

以上、所属としての考え方を申しあげたが、平成 31 年度の業務執行体制については、真に必要な市民サービスの低下を来すことなく、また、行政責任を果たしつつ、職員の勤務労働条件を確保したうえで、業務内容・業務量に見合った体制となるように人員マネジメントを行ってまいりたいと考えているのでよろしくお願い申しあげる。

(組合②)

ただ今、所属から来年度の業務執行体制の確保に向けた考え方が示されたが、支部として何点か指摘しておきたい。

■一律1%見直しの「人員マネジメント」や「区間の職員アンバラ是正」について

来年度要員にかかわっては、各所属に一律 1%見直しの「人員マネジメント」が課せられているが、現場を顧みず職員数の削減計画の達成に向けた数字合わせとも言えるような人員削減には反対であり、一方的にこのような内容が示されることには強い憤りを感じざるを得ない。人事室から今回の人員マネジメントについて「所属長の創意工夫」による「スクラップ・アンド・ビルド」での対応と示されているが、当区での減員に関わる考え方について、所属として具体的に示していただきたい。一方で、見直された人員については、「区政の充実支援」に充てられると聞いているが、当所属においては積極的に活用しようとされてきたかについて示していただきたい。

また、区長会議が12月21日に「各区役所の職員配置数について(提言)」について協議され、当区については1名増員の区にされているが、支部として、次年度にむけて動き出している年末に突然示されたものであり、相当な現場混乱を生じさせたことから大きな問題であると認識している。また今回の内容は、配置数を検討するにあたって、各区の特殊事情や特有の業務等を含め、緻密な業務量の検証を先送りにした拙速な判断であり、それによって職場に過重労働と混乱を招くばかりか、それによって市民サービスの後退につながることは必至であると認識する。さらに、この間の社会制度改革への対応をはじめ、局からの権限移譲による影響や「区長マネジメント」による独自業務の増加等により業務量が増加している実態を鑑みず、本来あるべき適正な職員数の検討を先送りにし、「24区役所間での要員奪い合い」を強行させた姿勢は大きな問題を持つものと言わざるをえない。今回問題について、市民サービスの低下や職場混乱を起さぬようにすることは必要であるが、所属としての認識と対応についてあらためて求めたい。

■総務課関連

選挙関係について

近年の選挙事務については、この間の要員減で区役所職員のみでは対応不可能になり局職員の応

援を頂いて、何とか選挙執行体制が構築できている。特に選挙に関わっては選挙事務の経験からなる正確さが必要とされるが、そういった経験のある職員が減少しているのが現状である。今後、責任ある選挙執行体制が構築できるのか疑問が残るが、選挙執行体制構築に係る所属としての考え方を示されたい。

一方、選挙時においては期日前投票事務については総務課、立会演説会関連事務がきずなづくり 課が受け持つこととなっている。選挙事務については区総体としての業務であることは重々認識し ているが、それぞれの課の経常業務に支障をきたすことのないよう所属の責任ある対応を求めてお く。

・大規模災害時における職員派遣について

災害対応にかかわって、この間の人員削減により大規模災害発生時の行政対応について深刻な人手不足が懸念されている。職員が安心して従事できるように、労働条件の確保や災害時の庁舎内設備の整備、一部の担当職員に負担が集中しない体制・ルールづくりなどが必要である。住民の生命・安全を守ることは自治体としての当然の責務であり、十分に対応できる体制や労働条件を確保するよう強く求めておく。また、こうした大規模災害発生時においては、区役所職員の現地派遣・支援等も想定されることから、派遣職員の勤務労働条件はもとより、出身現場の業務執行体制の確保に所属としての責任ある対応を求めるものである。

庁舎管理業務について

総務課においては、多様な市民ニーズへの対応や区役所機構改革などによる庁舎管理業務の現場 負担が顕著になってきている。とりわけ、庁舎内保育所施設の開設後の庁舎管理業務など、繁忙要 素が増加していると認識しているところである。現時点での所属の認識を明らかにするとともに今 後の誠意ある対応を求めておく。

・近年のタワーマンションの増建築等による人口急増の影響について

関連する職場業務の増加が顕著になってきている実態がある。区長マネジメントで対応する範疇を超えており、大阪市としての都市計画からなる行政需要増の視点から大阪市総体として職員配置が必要となっていると認識する。所属としての認識と責任ある対応を求めておく。

・空き家対策業務について

空き家対策業務に関わっては、区役所が拠点となり、2016 年度に相談窓口を設置して解決に向けて主体に取り組むとされている。当区においても、市民からの相談が寄せられている。現場実態を把握し、過重労働を招くことのないよう職員の勤務労働条件が担保された体制整備がなされるよう改めて求めておく。

・地域福祉関連(五法・虐待・権利擁護)について

福祉五法現場においては、以前は「暫定的配置基準」にもとづく業務量の積み上げのもと業務執行体制の構築を図ってきた経過がある。しかしながら、近年は区長のマネジメントの一部となり、本来あるべき「仕事と人の関係」にたった検証がされているとは言い難い状況となっている。一方、近年の高齢者や障がい者の権利擁護意識の高まりから成年後見制度の市長申し立てにかかわる業務へのニーズも増加している。このように、福祉五法現場では、行政ニーズの増加や度重なる法律

や制度改正が行われるなか、現場の労働時間も長時間となっており、現在の人員では対応が困難ではないかと危惧している。大阪市課題として要員課題も含めて抜本的に改善する必要があると支部は考えるが所属の考え方を示されたい。

さらに、子育て支援関係業務において、要保護児童にかかる個別ケース対応や時間外に及ぶ関係 者会議など、業務量が増加している。特に虐待事案はより専門性が求められる業務であり、精神的 負担も大きい。さらに DV 対応や保育所担当業務をはじめ、子育て支援に関わる業務量は年々が増加している。子育て支援業務体制に関わる体制について、所属としての責任ある対応を求めておき たい。

さらに、2019 年度は3年に1度の「民生委員・児童委員一斉改選」が行われる。経常業務はもとより、選挙事務等と時期的にも被ることから繁忙・煩雑になることが予想される。円滑にそれぞれの業務が進められるように、所属として体制確保を含めた責任ある対応を求めておきたい。

生活保護関連業務について

大阪市公正職務審査委員会は、昨年 11 月に「生活保護実施体制における社会福祉主事の配置等」 に関わって、社会福祉法の趣旨を満たす SV 及び CW の配置について具体的な計画を策定するよう市 長に対して勧告した。この間、組合としては生活保護エリアも含めた各職場について職員の年齢構 成や人員不足、職場の疲弊など、多くの問題点を指摘してきた経過がある。これらに対し、市側は 「職制が自らの判断と責任において行う」として、一方的な配置を行ってきており、急増する二一 ズに対し場当たり的に対応してきたと言わざるを得ず、結果として「違法」と指摘されるような事 態を生じさせており、市側責任は重いと言わざるを得ない。現場の要員不足は既に限界に来ており、 仮に全区役所で複数名の資格取得のための研修派遣を行うのであれば、(業務に密接に関係する資 格取得に関する研修等は「業務」のため)補うための人員は必須であり、職員の過重な負担や事務 の遅延をまねくことは許されないと認識する。さらに、五法職場においても同様の問題は発生する と考えており、今回問題に関する所属としての認識を求めたい。生活保護現場の実施体制について は、区連と福祉局との間で別途交渉・協議が行われているところであるが、現在の区役所の生活保 護現場は社会的セーフティネットにかかわる的確な行政対応が求められ、様々な方策で保護の適正 化が進められる中、年金制度など社会保障の制度改正への対応もあいまって依然厳しい繁忙実態が 続いている。現場混乱を生じさせず、生活保護や五法職場における十分な実施体制の確保に向けて、 所属の責任ある対応を強く求めておく。

・住民情報担当業務委託について

今般、窓口業務委託の更新時において、随時「偽装請負」防止の対策、いわゆる「運用変更」が新たにはかられている。

支部として、「偽装請負」自体は決してあってはならないことと認識している。引き続き、「偽装請負」の法的リスクのある職場環境の速やかな改善と、市民サービスの低下や職場混乱を起さぬようにすること、さらに必要な要員配置を行うことなど、所属としての責任ある対応を求めておきたい。一方、業務委託開始から相当年が経過する中、現場では事業者に委託している業務(受付対応・システム入力等)に関して経験をもたない担当職員が増加している。今般の「運用変更」により、

差戻し案件のシステム処理等が生じることから、それら新たな業務に対応する体制やスキル確保に 向けた対応が必要になることは言うまでもない。所属としての責任ある対応を重ねて求めるもので ある。

メンタルヘルス課題について

メンタルヘルスの課題であるが、メンタル不調発生率の高い職場は、民間では優良な組織とは言えないものと認識しており、公務職場も例外でないと考える。良質な公共サービスの担い手は人であり、安全衛生委員会等を通じた実効性のある取り組みを模索するのはもちろんのこと "働く人"を大切にする職場風土づくりに向けた所属の責任ある対応を引き続き強く求めておく。

以上、各課題にかかる支部の考え方を述べたが、所属の現時点での考え方を示されたい。

(所属②)

ただ今、組合側から数点にわたる指摘をいただいたところであり、指摘事項については所属としても重く受け止めるものである。そのうえで組合から指摘のあった点について所属としての考え方を申しあげる。

まず、平成31年度に向けた人員マネジメントについては、組織全体における業務執行の一層の 効率化等により真に必要な市民サービスの低下を来すことなく、また、職員の勤務労働条件を確保 したうえで業務内容・業務量に見合った業務執行体制が構築できるよう、所属として責任をもって 対応してまいりたい。

1%シーリングについては、各所属における人員マネジメントにおいて、所属長が創意工夫を図り、スクラッップ・アンド・ビルドの徹底による自律的な人員マネジメントを行うこととされている点に鑑み、当区においても1%のシーリングを実施し、係員1名の減員を図るものである。一方、人口が急増している西区の地域特性をふまえ、より一層の区政の充実・強化を図っていくうえで、見直された人員の活用が図れるよう、人事室に対して特段の配慮をお願いしているところである。次に、区間の職員アンバラ是正については、区長会議からの提言を参考に、人事室において平成31年度の全市的な業務執行体制の確保にかかる検討が進められているなかでの一つの方向性と認識している。

区長会議においては、各区役所間の職員配置バランスの適正化に向けた分析・検証を適宜行い、すべての区役所における職員負担が常に等しくなる状態を目指すとしていることから、所属としては区長会議の議論動向を注視するとともに、体制再編による事務事業の整理・統合に伴う効果の活用、また各課における事務改善・整理等の取り組みや関係局への働きかけ等を通じて適切に責任を果たしてまいりたいと考えるところである。業務執行体制の確立については、職制が自らの判断と責任において行う管理運営事項であり、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を引き続き構築してまいりたいと考えている。

選挙執行体制については、選挙事務の重要性は所属としても十分認識しているところであり、期 日前投票を含めた投開票事務について、関係所属と調整を図りながら円滑に実施できるよう、所属 として責任をもって対応してまいりたい。

大規模災害時における職員派遣については、関係所属と十分連携を図りながら、派遣職員の安全 面や勤務労働条件の確保はもとより、派遣元の職場において業務に支障が生じないよう配慮してま いりたい。

庁舎管理業務に関しては、庁舎管理上の問題や職場環境の変化、職員の勤務労働条件に関わる事項など必要に応じて関係所属と連携・調整を図りながら、所属として誠実かつ適切に対応してまいりたい。

人口急増に伴う業務への影響については、所属長による創意工夫を凝らしたスクラップ・アンド・ ビルドの徹底を基本としつつ、関係所属への働きかけ等により、効率・効果的な業務執行体制を構 築するなど誠実に対応してまいりたい。

空き家対策業務については、平成28年度より当区でも空き家相談窓口を設置し、市民からの各種相談を受け付けているところであるが、関係職員の勤務労働条件の確保について誠実に対応してまいりたい。

福祉五法現場における子育で支援ニーズなど新たなニーズを含む様々な行政需要に適切に対応していくためには、これまで以上に施策・事業の再構築に取り組むとともに、事務の簡素化をはじめとする見直し等により、真に必要な市民サービスの低下を来さず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築してまいらなければならないと考えている。また、3年に1度の「民生委員・児童委員一斉改選」に関する業務が円滑に進められるよう、所属として責任をもって対応してまいりたい。

生活保護実施体制に関わる社会福祉主事の配置等については、関係所属と連携・調整を図りつつ、 先般確定した配置基準を踏まえた体制を構築してまいりたい。生活保護関連業務においても、過度 な負担を招くことがないよう、引き続き円滑な業務執行を行うために所属として関係所属と連携し て対応してまいりたい。

窓口サービス課の業務委託については、引き続き、市民サービスを低下させないことは当然のことながら、現場混乱を来すことのないよう、所属として責任をもって対応してまいりたい。

メンタルヘルスの課題については、安全衛生委員会で情報共有を行うとともに産業医からの助言を基に審議調整を図るなど、職員が安心して働ける職場づくりに向け、所属として責任を持って対応してまいりたい。

(支部③)

ただいま所属から再度の回答があったところである。

この間、要員課題については、労働組合にとって厳しい内容であっても「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じ事務事業の見直しも含めて労使決着を行ってきたところである。従って「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であり交渉事項ではない」としている所属の姿勢については、我々として納得出来るものではない。加えて、一律1%見直しの「人員マネジメント」や「区間の職員アン

バラ是正」に伴う要員の減について、減員数に見合った業務の詳細な削減内容も具体に示されることもなく、我々としては問題があるものと認識している。

我々としては賃金・労働条件が切り下げられ、また厳しい現場状況の中、懸命に努力している現場組合員の声を背負ってこの場に来ている。そうした声を踏まえるならば、現時点で現場課題に対する具体対応が述べられない等、所属回答内容は大変不満なところではあるが、年度末ぎりぎりの日程でもあり、現場課題を認識したうえで、次年度業務執行体制を所属の責任のもとで構築し、業務を履行されることを前提にして苦渋の判断ではあるが支部として確認することとする。

しかしながら、現場における業務執行をスムーズに進めていくためには、労使による意思疎通を 今後とも十分に図るべきであるといえる。また、職場における円滑な業務遂行は、超過勤務の増加 やサービス残業の上に成り立つものではないことをあらためて強く申しあげておく。

いずれにしても、2019 年度要員問題については、履行状況の検証も含め、引き続き取り組む課題があるものと認識しており、今後、勤務労働条件に影響を与える事態が生じた場合は、誠意をもって対応するよう強く要請し、本日の交渉を終えることとする。